



発行 新潟県

**第 66 号**

平成27年8月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1120 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1121 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1122 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1123 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1124 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1125 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1126 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1127 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1128 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1129 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1130 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 1131 道路の区域変更（道路管理課）
- 1132 道路の供用開始（道路管理課）
- 1133 道路の区域変更（道路管理課）
- 1134 道路の供用開始（道路管理課）
- 1135 道路の区域変更（道路管理課）
- 1136 道路の供用開始（道路管理課）
- 1137 道路の区域変更（道路管理課）
- 1138 道路の供用開始（道路管理課）
- 1139 道路の区域変更（道路管理課）
- 1140 道路の供用開始（道路管理課）
- 1141 道路の区域変更（道路管理課）
- 1142 都市計画事業の施行（都市整備課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

監査委員公表

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表（監査委員事務局）



◎新潟県告示第1120号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成27年8月26日から生ずるものとする。

平成27年 8 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 区域  
青海町漁業協同組合の地区
- 2 区分  
定置漁業
- 3 届出年月日  
平成27年 7 月 9 日

---

◎新潟県告示第1121号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成27年 8 月26日から生ずるものとする。

平成27年 8 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 区域  
青海町漁業協同組合の地区
- 2 区分  
10トン未満の漁船により営む漁業であって糸魚川市大字市振の地区の者が行う漁業
- 3 届出年月日  
平成27年 7 月 9 日

---

◎新潟県告示第1122号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成27年 8 月26日から生ずるものとする。

平成27年 8 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 区域  
青海町漁業協同組合の地区
- 2 区分  
10トン未満の漁船により営む漁業であって糸魚川市大字歌及び大字外波の地区の者が行う漁業
- 3 届出年月日  
平成27年 7 月 9 日

---

◎新潟県告示第1123号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成27年 8 月26日から生ずるものとする。

平成27年 8 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 区域  
上越漁業協同組合の地区のうち旧糸魚川漁業協同組合の地区
- 2 区分  
法第104条第2号に掲げる漁業

- 3 届出年月日  
平成27年7月9日

---

**◎新潟県告示第1124号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成27年8月26日から生ずるものとする。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 区域  
佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市願、北鶴島及び真更川の区域
- 2 区分  
法第104条第2号に掲げる漁業
- 3 届出年月日  
平成27年7月9日

---

**◎新潟県告示第1125号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成27年8月26日から生ずるものとする。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 区域  
新潟漁業協同組合の地区のうち旧新潟漁業協同組合の区域
- 2 区分  
10トン未満の漁船により主として底びき網を営む漁業及び10トン以上の漁船により底びき網を営む漁業
- 3 届出年月日  
平成27年7月9日

---

**◎新潟県告示第1126号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 区域  
佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合の区域
- 2 区分  
大型定置漁業
- 3 届出年月日  
平成27年7月31日

---

**◎新潟県告示第1127号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年 8 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合の区域

2 区分

かにかご漁業及びえびかご漁業

3 届出年月日

平成27年 7 月31日

---

◎新潟県告示第1128号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年 8 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合の区域

2 区分

大型定置漁業、かにかご漁業及びえびかご漁業以外の漁業であって旧赤泊漁業協同組合及び旧松ヶ崎漁業協同組合の地区の者が行う漁業

3 届出年月日

平成27年 7 月31日

---

◎新潟県告示第1129号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年 8 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合の区域

2 区分

大型定置漁業、かにかご漁業及びえびかご漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区のうち佐渡市江積及び田野浦の区域の者が行う漁業

3 届出年月日

平成27年 7 月31日

---

◎新潟県告示第1130号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年 8 月25日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事 新発田市松岡甲 1794 番地 田村 耕榮

就任年月日 平成 27 年 8 月 11 日

---

◎新潟県告示第1131号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟村松三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東蒲原郡阿賀町五十島字三月沢4171番49から	新	6.4～31.0メートル	39.0メートル
同郡同町五十島字三月沢4160番1まで	旧	5.8～7.8メートル	39.0メートル

#### ◎新潟県告示第1132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新潟村松三川線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町五十島字三月沢4171番49から同郡同町五十島字三月沢4160番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年8月25日

#### ◎新潟県告示第1133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡寺泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市与板町与板字並柳乙2698番22から	新	10.4～32.2メートル	393.5メートル
同市与板町与板字江東乙2488番1まで	旧	7.4～23.8メートル	395.6メートル

#### ◎新潟県告示第1134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長岡寺泊線
- 2 供用開始の区間

長岡市与板町与板字並柳乙2698番22から同市与板町与板字江東乙2488番 1 まで

3 供用開始の期日 平成27年 8 月25日

### ◎新潟県告示第1135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 8 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小出守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市七日市字下原 416 番 1 から	新	6.6～30.8メートル	320.2メートル
同市七日市字欠下887番 1 まで	旧	6.4～15.6メートル	335.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道湯之谷越後広瀬停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯之谷越後広瀬停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市七日市字下原 416 番 1 から	新	6.6～30.8メートル	320.2メートル
同市七日市字欠下887番 1 まで	旧	6.4～15.6メートル	335.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道小出守門線と重用

### ◎新潟県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 8 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 小出守門線
- 2 供用開始の区間  
魚沼市七日市字下原416番 1 から同市七日市字欠下887番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 8 月25日

### ◎新潟県告示第1137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃尾又上折立線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市上折立字萱場 51 番 7 から	新	5.1～84.3メートル	419.9メートル
同市上折立字萱場193番 1 まで	旧	5.1～26.2メートル	419.9メートル

#### ◎新潟県告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 栃尾又上折立線
- 2 供用開始の区間  
魚沼市上折立字萱場51番 7 から同市上折立字萱場193番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年8月25日

#### ◎新潟県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中ノ俣下綱子線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字中ノ俣字中山 69 番 1 から	新	4.4～8.0メートル	40.7メートル
同市大字中ノ俣字中山69番 1 まで	旧	4.4～5.5メートル	40.7メートル

#### ◎新潟県告示第1140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 中ノ俣下綱子線
- 2 供用開始の区間  
上越市大字中ノ俣字中山 69 番 1 から同市大字中ノ俣字中山 69 番 1 まで

3 供用開始の期日 平成27年 8 月25日

### ◎新潟県告示第1141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 8 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 両津真野赤泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市下川茂 1662 番 6 から	新	22.0～71.0メートル	98.6メートル
同市下川茂1663番 1 まで	旧	22.0～74.0メートル	98.6メートル

### ◎新潟県告示第1142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

平成27年 8 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 十日町都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・12号本町東線
- 2 施行者の名称  
新潟県
- 3 事務所の所在地  
新潟市中央区新光町 4 番地 1
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
新潟県十日町市字田川及び新座地内
  - (2) 使用の部分  
なし

## 公 告

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 8 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 落札件名及び数量
 

男性警察官用合服上衣	727着
合服ズボン	958本
合活動服	537着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県出納局会計検査課  
新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

- 3 落札決定日  
平成27年7月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ことりや  
新潟県新潟市中央区万代3丁目4番36号
- 5 落札価格  
34,913,376円
- 6 契約方式  
一般競争入札
- 7 落札方式  
最低価格
- 8 入札公告日  
平成27年4月21日

---

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 落札件名及び数量  
男性警察官用冬服上衣 543着  
冬服ズボン 652本  
冬活動服 367着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県出納局会計検査課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日  
平成27年7月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
母袋産業株式会社  
長野県上田市国分1丁目9番18号
- 5 落札価格  
26,207,388円
- 6 契約方式  
一般競争入札
- 7 落札方式  
最低価格
- 8 入札公告日  
平成27年4月28日

---

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年8月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 落札件名及び数量  
除雪グレーダ（4.0m級） 1台
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県出納局会計検査課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
  - 3 落札決定日
-

- 平成27年 7月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
コマツ建機販売株式会社関越カンパニー  
新潟県新潟市西区山田2307番地
- 5 落札価格  
37,606,240円
- 6 契約方式  
一般競争入札
- 7 落札方式  
最低価格
- 8 入札公告日  
平成27年 5月29日

## 監査委員公表

### 包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事及び新潟県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

平成27年 8月25日

新潟県監査委員	野 上	信 子
新潟県監査委員	楡 井	辰 雄
新潟県監査委員	佐 藤	卓 之
新潟県監査委員	田 宮	強 志

平成26年度 包括外部監査結果に基づく措置内容  
 テーマ「基金の管理と運用について」

新潟県知事

No.	基金の名称等	監査結果			措置内容
		項目	区分	指摘・意見の内容	
1	基金財産の運用について	資産の運用について	指摘	基金の所管課からの「3か月照会」の精度を向上するように各所管課への指導を徹底し、効果的な運用を図る必要がある。また、定期預金の運用開始日が月末のみとなっているが、基金によっては基金の資金入金はや月中で行われる場合もあり、期中預入を利用すればより長期の定期預金で運用することも可能であることから柔軟な資金預けを行うよう努められたい。	所管部局への指導により基金取崩予定額の事前把握について精度向上を図るとともに、従来より長期間の予定額を把握し、事業執行に支障が生じない範囲で、従来より長期の運用を実施する。 また、積立についても、必要に応じて期中預入を行うことにより運用の効率化を図る。
2	財政調整基金	運用資産について	指摘	基金残高に含まれている有価証券については価格が変動するので、定期的に含み損益の動向を把握する必要がある。	証券会社を通じて定期的に市場動向を把握する。
3	県債管理基金	県債償還以外の交付金が基金残高に含まれていることについての開示	指摘	県債管理基金残高に県債償還以外の交付金が含まれている旨の開示を行い、県民の適切な判断に資するようにすべきである。	財政事情（県民向け公表資料）で開示を行う。
4-1	土地基金	美咲町土地について	指摘	美咲町土地は、今後も時価変動リスクによる損失発生の可能性があり、早急な対応をすべきである。	今後とも売却に向けて鋭意対応していく。
4-2	土地基金	職員住宅用地について	指摘	現在、土地基金管理用地及び城西寮の土地については、活用されていない状況であり、当該土地の活用方法について具体的な計画は存在しない。県有財産である土地は有効に活用すべきであり、早急な計画の策定と、計画に沿った事業等の実行をすべきである。	当該職員住宅用地について、隣接する上越西職員住宅及び城西寮の土地と一体での処分等を含めた利活用の計画を策定する。

5	社会文化施設等整備基金	事業費について	指摘	社会文化施設等の老朽化に対応するための大規模修繕・改築に備えることは現在の地方行政で強く求められている点であり、公共施設等総合管理計画に基づき、将来の大規模修繕支出に備えて基金を活用し、資金の平準化を図るよう努められたい。	現状、修繕・改築については起債を活用している。事業目的や財政状況等を踏まえ、適切な活用に努める。
6	災害救助基金	備蓄物資の簿外での保管について	意見	備蓄物資の保管状況を改め、帳簿管理している資産と簿外資産が明確に分かるようにすることが必要である。	現有備蓄物資については、帳簿管理分と簿外分それぞれの数量を確認し、保管場所を区分した。
7-1	産業振興基金	基金造成事業の評価について	指摘	電源立地地域対策交付金の運用について（通達）では基金造成事業については再評価を行うとされており、再評価に係る報告書の作成をすべきである。	6月末の事業評価報告書提出時に、基金事業に係る再評価報告書についても作成し、提出する。
7-2	産業振興基金	評価報告書の記載の誤りについて	意見	単純な書類の不備ではあるが、公開されている数値でもあるため、より厳密なチェック体制の構築が望まれる。	報告書の数値等について、複数の職員による確認体制を構築する。
8	産業振興貸付基金	基金の有効活用について	指摘	借入の需要が低迷している現状を鑑み、基金の計画内容を変更することも含めて、早期に基金の有効活用の実現に向けた取り組みが望まれる。	貸付金制度について、平成27年4月に貸付金利を0.25%引き下げたことに加え、引き続き金融機関と連携しながら制度の見直しと周知に努めていく。併せて、基金の適正残高を検証の上、国の通達などに従い、基金の計画内容の変更も含めた有効活用に向けた検討を進める。
9	心身障害児・者総合施設基金	今後の有効活用について	指摘	今後は、寄付金から造成された部分を寄付目的に従い適切に活用することについて、改めて検討が必要と考える。また、基金残高として相当の期間維持されることになる額は、維持が見込まれる期間に見合うように運用方法を検討すべきと考える。	コロニーにいがた白岩の里の施設維持のため、寄附目的を踏まえた適切な活用及び運用について検討を行う。

11-1	地域振興基金	運用資産について	指摘	当基金は預金と有価証券で構成されており、有価証券の内訳は公共債、民間債、外国債などの様々な種類により構成されている。それらのすべてが最も確実かつ有利なものであるかを定期的に評価すべきである。	現在保有している有価証券は全て地方債だが、必要に応じ、証券会社を通じて市場動向を把握する。
11-2	地域振興基金	事業費について	意見	財源対策的基金であるため特定の事業を設けることは困難であると思われるが、魅力ある地域づくりを推進し県勢の発展を図るために必要な基金の適正な水準の維持と、積極的な活用を期待する。	事業目的や財政状況等を踏まえ、必要に応じ活用を検討する。
12	土地改良負担金総合償還対策基金	基金財産の運用方法について	指摘	基金財産の運用は、預入期間3か月の譲渡性預金のみで運用されており、償還スケジュールに基づき運用を行えば、より有効な運用ができたことが想定される。したがって、基金の取り崩しスケジュールに応じた柔軟な運用を行う必要がある。	従来より長期間の取崩予定額を把握し、事業執行に支障が生じない範囲で、長期の運用を実施する。
13	環日本海交流圏形成基金	基金の有効活用について	指摘	平成15年度以降取り崩しがなされていない。基金の目的に沿った形でのような有効活用ができるのか、検討することが望まれる。	当初の基金設置目的を達成しているため、廃止も含めて検討する。
14	ふるさと保全基金	基金の取崩方法、有効活用及び規模について	指摘	確実な事業継続を図るため、計画的な基金の積み立てのもと運用益以外の取り崩しを行うなど、柔軟な基金の取り崩しをすべきである。また、基金の目的に即した事業が基金残高の0.1%しか行われていない現状は基金を有効に活用しているとは言い難い。そのため、基金の有効活用及び規模について見直しを図るべきである。	基金目的に即した事業を継続して実施していくため、基金の有効活用について検討する。
15	介護保険財政安定化基金	適切な基金残高について	意見	現状の事業規模が継続する前提で、基金のさらなる有効活用を行うためには、現状では法令の改正等を待つしかない。仮に、平成24年度と同様の方法により取り崩しが認められた場合には、県の裁量の範囲内で非効率な基金残高の取り崩しを行うべきである。	法令の改正等が行われれば、法令に基づき適正に対応する。また、平成24年度と同様の取り崩しが国から認められた場合には、取り崩しによる影響や貸付状況等を踏まえ、基金の取り崩しを検討する。

16	産業廃棄物税基金	基金の規模について	指摘	平成21年度に新潟県産業廃棄物税条例施行状況検討会において事業の効果、事業の範囲についても検討されているが、更に5年が経過した現時点において、再度検討をするなど、今後も税収動向や事業の執行状況、効果などを常に検証しながら当基金制度の効果的な運営を行う必要がある。	事業の効果、範囲の再検討も含め、税収動向や事業の執行状況、効果など常に検証し基金の効果的な運営を行っていく。
18	後期高齢者医療財政安定化基金	適切な基金残高について	指摘	基金の適正規模を把握できていない現状では、不必要な積み立てや積み立て不足が発生する可能性も否定できないことから、適正規模としての翌年度繰越必要残高を算出することは今後の課題とすべき点である。また、拠出率については、適正規模の算定の後の議論となるが、積立額が適正額を超過した場合には、拠出率の引下げや制度上可能な範囲で保険料率抑制のために拠出することで、当基金の有効活用を図ることが必要である。	基金の適正規模の算出については、国の社会保障制度改革の状況、他の基金の状況（今後創設が予定されている国民健康保険財政安定化基金等）、国の指導などを参考にし、住民に与える影響の大きい保険料の状況を踏まえて今後検討していきたい。
19	森林整備加速化・林業再生基金	公表数値について	指摘	現状の公表数値では、基金事業費と事業費決算額を混同する恐れがあり、誤解を招く恐れがあるため、適切な数値をわかりやすく開示し、県民にとって有用な情報となるよう努めるべきである。	ホームページ上の公表数値を、わかりやすく開示する。

新潟県教育委員会

No.	基金の名称等	監査結果			措置内容
		項目	区分	指摘・意見の内容	
10	美術品取得基金	基金の有効活用について	指摘	平成18年度以降取り崩しがなされていない。基金を維持するのであれば、目的に照らした基金残高の妥当性を含めて、基金の有効活用を検討することが望まれる。	事業目的や財政状況等を踏まえ、必要に応じて活用を検討する。

17-1	高等学校等奨学金貸与基金	借用証書の入手状況の把握について	指摘	借用証書を提出していない奨学生は返還が滞っている奨学生よりも、より返還の意思が希薄であると考えられることから、継続的に把握し返還のための対応を行っていく必要がある。システム上抽出できないとしても、別途システム外で継続的に管理することにより、借用証書の提出を継続的に強く求めていくことが必要である。	今後とも、借用証書未提出者に対し借用証書の提出を求めている。 併せて、借用証書が必ず提出されるような手続きを検討していく。
17-2	高等学校等奨学金貸与基金	延滞金の徴収について	意見	正当な理由なく延滞している奨学生に対して延滞金を徴収することで返還の努力を促し、また返還スケジュール通りに返還を行っている奨学生との間での不平等を解消できる。そのため、延滞金を徴収することを検討することが望ましい。	事務量やシステム上の問題もあるが、独立行政法人日本学生支援機構、他都道府県の状況も参考にしながら、延滞金の取扱について整理していく。
17-3	高等学校等奨学金貸与基金	奨学金の回収業務について	指摘	現状のままの体制で回収業務を今後も実施していくのであれば、マニュアルに沿った回収業務が可能であるかどうかをまず検討し、もし物理的に無理があるようであれば、確保できる人的リソースで可能な限り効率的で効果的な回収業務が行えるように現状に即したマニュアルの見直しを行うべきである。	監査での指摘を踏まえ、マニュアルにおける問題点等を整理し、独立行政法人日本学生支援機構、他都道府県の状況も参考にしながら、マニュアルを整備するとともに、効果的な回収業務が行えるような体制について検討する。
17-4	高等学校等奨学金貸与基金	システム残高との照合について	指摘	財務会計上の基金からの貸付金残高と奨学生の個別の貸付金残高の合計であるシステム上の貸付金残高の合計は必ず一致するはずであり、一致しない場合には何らかの誤りがあると考えられることから、残高ベースでの検証を毎年実施するべきである。	監査時に、システムでの誤りが確認でき数値は一致した。 監査での指摘を踏まえ、毎年度システムと財務会計における残高ベースでの検証も行っていく。